

役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、平成26年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1 役員報酬額

役 職	常勤・非常勤の別	報酬額	備 考
理事長	常 勤	13,859,880 円	
副理事長	常 勤	13,038,480 円	使用人兼務役員
理 事	常 勤	11,610,388 円	使用人兼務役員
監 事	非常勤	340,080 円	
監 事	非常勤	248,960 円	

※副理事長、理事については、当法人職員給与規程に基づき、職員としての給料及び諸手当を支給している。なお、役員としての報酬の支給は行っておりません。

※非常勤役員への賞与及び諸手当の支給は行っておりません。
(通勤に要する費用相当額は除く)

2 退職金額

※役員への退職金の支給は行っておりません。ただし、常勤職員として給料手当を支給している使用人兼務役員が退職した場合は、当法人 職員退職手当規程に基づき退職金の支給を行います。